

移転料の実費支給について（県外及び離島を経由する路程対象者）

1 概要

- （１）県外及び離島（小規模離島を含む）を経由する路程について、一定の支給要件を満たし、実費支給を希望する場合
現行定額の２倍までは、引越費用（対象外経費を除く。）を実費支給
- （２）現行定額の２倍を超える場合は、内容を精査のうえ知事との個別協議を経て、承認後に引越費用を実費支給
- （３）引越費用が定額内に収まる場合、又は、定額支給を希望する場合は、定額を支給

2 対象職員

- （１）令和７年４月１日以降の人事異動に伴い移転料の支給対象となる職員及び割愛採用職員
- （２）令和７年３月31日以降の定年退職等に伴い帰住旅費の支給対象となる職員

【参考】移転料の額（旅費条例第22条別表１ 加工）

エリア例	移転料定額 ①	県外加算額※ ②（①×1.3）	移転料増額 ①×2
県外⇄沖縄本島（単身）	162,000	210,600	324,000
県外⇄沖縄本島（扶養親族随伴）	324,000	421,200	648,000
宮古⇄沖縄本島（単身）	130,500		261,000
宮古⇄沖縄本島（扶養親族随伴）	261,000		522,000
八重山⇄沖縄本島（単身）	139,500		279,000
八重山⇄沖縄本島（扶養親族随伴）	279,000		558,000

※ 県外移転で定額請求の場合は、移転料定額に3割加算（運用方針第40条関係の第2項第5号）

※2 上記は代表例です。実際の移転料は「新・旧在勤地」「新・旧居住地」の距離に応じて支給されます。

※3 扶養親族…原則、赴任（令和７年４月１日）時点で扶養手当の受給対象となる者

3 支給要件

- （１）引越業者（運送業者含む）を利用する場合、原則として **2社の引越業者から最も安価なプランで見積書（内訳がわかるもの）を取得し、最も安価な引越業者へ依頼**してください。

※ 最も安価な引越業者以外の業者又は最も安価なプラン以外のプランで引っ越しを行った場合は、「最も安価な金額」を提示した「業者の最も安価なプラン」の見積額が上限となります。

なお、2社から見積書を取得できない場合は、メタサーチサイト*による検索等を幅広く行ったうえで、対応可能な引越業者が1社であること等を記載した申立書を提出してください。

*メタサーチサイト：複数の検索エンジンから検索し、その結果を一括比較できるサイトのこと。「引越し メタサーチサイト」などで検索。

- (2) 自家用車を運搬するために船を利用する（航送料が必要な）場合、職員一人あたり1台、運搬業者の価格設定のもと、普通乗用車クラス又は車両の全長が5m未満の料金を上限として実費支給することができます。

なお、船での運搬が可能な業者が複数社ある移転区間については、2社以上から最も安価なプランを比較できる資料（移動日時点に適用されるWEBサイトの価格表又は業者作成のチラシ等で、適用区間・車両区分・対象経費・料金がわかるもの）を提出できるようにし、最も安価な業者へ依頼してください。

※ 別記1「旅客定期航路における自家用車航送について」に掲げる航路については、旅客定期航路の自動車航送料（車両航送運賃）での運搬を原則としますので、利用する旅客船の価格表及び領収書を提出してください。

※ 最も安価な業者以外の業者又は最も安価なプラン以外のプランで自家用車を運搬した場合は、「最も安価な金額」を提示した「業者の最も安価なプラン」の料金が上限となります。

なお、満船等により最も安価な業者により運搬できない場合は、対応可能な業者が1社であること等を記載した申立書を提出してください。また、価格表等の入手が困難な場合は、業者から聞き取った航送料を申立書に記載して提出してください。

※ 港間の航送料（本人等が港に車を持ち込み、到着港で車を受け取る方法により船で車を運搬した場合の料金）のみを対象経費としております。引越業者等による旧住居への車の引取及び新住居への車の受け渡し費用（陸送費用）を含む運搬は、支給対象外となります。

※ 旧住居から港まで及び到着港から新住居までに要した車賃については、別添「車賃計算書」にて請求可能です。

(3) 支払ったことを証明できる領収書等、必要な書類を提出してください（宅配便等を利用して移転した者を含む。）。

4 提出書類

※1の(3)に該当する移転料の定額請求を行う場合は下記書類の提出は不要です。

- (1) 移転料請求金額確認書
- (2) 【引越業者利用】引越業者から取得した見積書（内訳がわかるもの）
- (3) 【引越業者利用】引越見積書において対象外経費が含まれていないことを確認できない場合は、対象外経費の有無等を記載した申立書
- (4) 【引越業者利用】1社からしか見積書が取得できなかった場合の申立書
- (5) 【自家用車運搬】業者作成の移動日時点に適用される航送料分の価格表（2社以上、適用区間・車両区分・対象経費・料金がわかるもの）
- (6) 【自家用車運搬】安価でない業者で運搬した場合等の申立書（予約殺到による満船、1社のみ、価格聞き取り等）
- (7) 自家用車で引越し等で車賃を請求する場合は、車賃計算書（地図要添付）
- (8) 上記に係る領収書等、その他必要書類 ※自家用車航送料の領収書は、乗船日・適用区間・車両区分・対象経費がわかるもの

旅行者が着任までの段階で行うべきこと

1

	引越業者を利用して引越	宅配便を利用して引越	自家用車・レンタカー等を利用して引越
① 内示が出たら	《共通事項》 ・ 移転料は「新・旧在勤地」「新・旧居住地」の距離等に応じて支給されます。事前に移転料（定額）を確認したい場合は、別添『移転料（定額）早見表』で確認をしてください。 ・ 定額支給を希望する場合、又は、引越費用が定額支給の範囲内であることが明らかな場合には、③に進んでください。 ・ <u>定額支給及び実費支給のいずれの場合も、要した費用を証明できる書類を取得するよう留意してください。（念のため、定額支給の場合でも、赴任旅費の支給を受けるまでは証明書類を保存してください。）</u>		
	・ 2社の見積書（内訳の分かるもの）を取得し、対象経費を比較します。 （複数の引越プランが存在する場合には最安値のプランの見積書を確実に入手してください。）		★ <u>引越業者を利用しつつ、自家用車を船で運搬する場合</u>に、船での運搬が可能な業者が複数社ある移転区間については、<u>2社以上から最も安価なプランを比較できる航送料分の価格表等</u>を取得し、料金を比較の上、最も安価プランの業者に運搬を予約します。
② 引越・赴任	・ 業者へ依頼して、引越を行います。 ※ 見積書を取得した業者のうち、最安値の業者へ依頼した場合には対象経費全額が支給されますが、それ以外の業者へ依頼した場合は最安値の業者の見積額が上限となることに留意願います。 ・ 引越が終了した際に発行される領収書（内訳の分かるもの）を確実に受領・保管願います。 ・ その他、引越に際して発生した資材類の領収書を保管してください。	・ 伝票やレシートなど宅配便を利用した箱数、金額が分かるものを保管してください。 ・ その他、引越に際して発生した資材類の領収書を保管してください。	・ 経路検索地図（GoogleMap等）を印刷 ・ レンタカー代金の利用内訳（借入期間・車種・オプションなど）の分かる領収書を保管してください。 ・ 自家用車のみで引越した場合に発生した資材類の領収書を保管してください。 ★ 上記①★の場合、港に車を持ち込み、船で運搬してもらい、到着港で車を受け取ってください。領収書（要記載：乗船日・適用区間・車両区分・対象経費）を確実に受領・保管願います。
	移転料の支給を受けるために必要な書類（2頁）、『支給対象外経費一覧』（3頁）、Q&Aをよく確認してください。 《共通事項》 旧住居以外の場所から荷物を移転する（送る）経費、新住居以外へ荷物を移転する（送る）経費は支給対象外です（単身赴任者と別居していた扶養親族が、それぞれの旧住居から新住居に移転する場合を除く。）。		
③ 着任後	《共通事項》 ・ 定額支給の場合は、赴任旅費請求時に提出する『赴任旅費請求受付簿 兼 提出書類チェックシート』「移転料の確認」欄に「移転料定額を請求」にチェックしてください。 ※移転料精算金額確認書及び領収書等の提出は不要です。 ・ 実費支給の場合には、①②で取得した見積書・航送料分の価格表等・領収書（以下「領収書等」）を用意してください。 ・ 領収書等に基づき移転料精算金額確認書を作成し、領収書等（原本）とともに提出してください。		

移 転 料 の 支 給 を 受 け る た め に 必 要 な 書 類

2

	必要な書類	留意事項
引越業者を利用して引越	1 2社の見積書及び内訳書（内訳で対象外経費を区別できるもの） ※2社の最安値のプランの見積書が必要です。 ※やむを得ず1社の見積書しか取得できない場合（①～③全て） ①1社の見積書及び内訳書 ②引っ越しメタサーチサイトで広く業者を検索した結果の写し ③申立書（メタサーチサイトによる検索を幅広く行った上で見積もりができないと回答があった旨のメールの写しの添付や、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載） 2 引越業者からの領収書、その他資材類の領収書 クレジットカード利用の場合は、利用明細書や銀行振込（控え）など支払いを証明できるもの 3 移転料精算金額確認書 上記資料に基づき内訳の内容をチェックし、最も安価な業者へ依頼した場合の額を上限として支給するために、旅行者自身が作成を行い、上記資料と一緒に提出してください。	○ 経費節減や金額の妥当性確保の観点から、2社の見積書取得に最大限努力願います。2社取得不可の場合、見積もりができないとの回答があったことを証する書類（申立書）が必要です。 ○ 移転料の『支給対象外経費一覧』をよく確認してください。 ○ 見積書は対象・対象外経費を区別できる内訳が必要です。 ○ 支給対象金額は、「安価な金額を提示した業者」の「最も安価なプラン」の見積額が上限となります。 ○ 見積後に変更が生じ、見積書と領収書の金額が一致しない場合は、金額の差異の内容を確認できる書類が必要です。 なお、もう1社の見積書の取り直しは不要です。 ○ コンテナボックスのように定額をもって引越を行うものについては、HP等で公表されている金額で可とし、詳細の見積書は省略できますが、もう1社の見積書は必要です。 ○ 必要書類が欠けている場合や内訳が確認できない場合など金額の妥当性が確保できない場合は、定額支給となります。
宅配便を利用して引越	1 伝票やレシートなど宅配便を利用した箱数・金額が分かるもの、その他資材類の領収書 クレジットカード利用の場合は、利用明細書や銀行振込（控え）など支払いを証明できるもの 2 移転料精算金額確認書	○ 運送保険料（任意）は対象となりますが、『支給対象外経費一覧』に掲げる物品に対する保険料など通常の範囲を超える任意の保険料については対象外となります。 ○ 以下の場合、定額支給となることがあります。 ・ 引越業者利用の場合よりも高額となる場合 ○ 必要書類が欠けている場合や内訳が確認できない場合など金額の妥当性が確保できない場合は、定額支給となります。
自家用車・レンタカー等を利用して引越	1 引越経路の検索地図、資材類の領収書 クレジットカード利用の場合は、利用明細書や銀行振込（控え）など支払いを証明できるもの 2 レンタカー代金の利用内訳（借入期間・車種・オプションなど）の分かる領収書 3 移転料精算金額確認書 【旅費にかかる留意事項】 自家用車・レンタカーを利用して移転し、当該経費を移転料として請求する場合、出頭旅費の交通費部分は支給されません。	○ 以下の場合、定額支給となることがあります。 ・ 引越に適さない車種を高額で借りた場合 ・ 必要以上に長くレンタルした場合 ・ 通常引越に不要なオプションサービスが含まれる場合 ・ 引越業者利用の場合よりも高額となる場合 ※ 引越業者を利用しつつ、自家用車を船で運搬する場合は、2社以上から最も安価なプランを比較できる航送料分の価格表等及び実費領収書を提出（要記載：乗船日・適用区間・車両区分・対象経費・料金） ○ 必要書類が欠けている場合や内訳が確認できない場合など金額の妥当性が確保できない場合は、定額支給となります。

支 給 対 象 外 経 費 一 覧

3

※引越業者利用の有無にかかわらず、全ての移転に適用されます。

【留意事項】 ※対象外経費①②③に該当するものがある場合は特に注意してください。

- 1 支給対象外経費の有無について、旅行者において十分確認し、「移転料精算金額確認書」に確実に仕分けをお願いします。
- 2 見積書等で対象外経費の有無が確認できない場合は、確認できる書類の提出を業者へ依頼してください。
提出してもらえない場合は、業者へ聞き取りした内容（対象外経費の有無・有の場合は内容）を申立書に記載してください。
- 3 見積書等に具体の物品名等の記載がなくても、旅行者において、対象外経費に該当する金額であることが分かる場合は、「移転料精算金額確認書」に対象外経費として確実に記載してください。
- 4 「梱包」「解梱」「荷造」「荷解」の費用が計上されている場合で、いわゆる「お任せパック」を依頼した場合は、「移転料精算金額確認書」に対象外経費として確実に記載をお願いします。

対象外経費	補足説明等
① ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木のように、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用	・ 保防費は支給対象ですが、これらの物品に対する保防費は支給対象外です。 ・ ①梱包資材貸与料 ②特殊作業料吊降し ③吊上げ ④補助車両料金 ⑤旧住居にある家具の解体・組立に要する費用は支給対象ですが、これらの物品にかかるものは支給対象外です。
② 自家用車・オートバイ等を運搬等する際の費用	※一定の条件のもと対象経費とする 【資料「移転料の実費支給について」3 支給要件（2）参照】
③ 荷造・荷解にかかる追加費用	・ いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含みます。
④ 工事・設置等に係る追加費用	・ エアコン・ガス器具の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く）は、支給対象です。 ※専門業者が行った場合も支給対象（2社見積不要） ※エアコンを購入して取付け等を行う費用及び処分のための取外し費用は、支給対象外 ・ 新たに購入した組立家具の組立に要する費用は支給対象外です。
⑤ 家具・家電等の購入費及びレンタル料	・ 家具・家電等を購入して店舗から新住居へ直接配送する場合の配送料は支給対象外です。
その他	⑥宿舎等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む）、⑦家電リサイクル費用 ⑧不用品・粗大ごみの回収費用、⑨荷物を一時保管する場合の追加費用 ⑩敷金・礼金・仲介手数料等（民間賃貸住宅等へ入居する際の初期費用）、⑪民間賃貸物件の下見にかかる費用 ⑫友人等の手伝い者の謝礼及び食事代、⑬扶養親族の転園・転学等に要する費用、⑭官公庁への諸手続きに要する費用